

地域で安心して暮らし続けられるように

成年後見制度をご活用ください



成年後見制度

●成年後見制度とは

認知症・知的障害・精神障害等により、すでに判断能力が十分でない方のための「法定後見制度」と、将来の不安に備えて本人があらかじめ後見人を選ぶ「任意後見制度」があります。

家庭裁判所が、申し立てに基づき親族・専門家(弁護士等)・市民後見人・法人(社会福祉協議会等)等から成年後見人等を決定し、財産の管理や生活・医療・介護・福祉に関わる契約等をお手伝いできるようにします。



◆お気軽にご相談ください

こんなお困りごとは
ありませんか

通帳をなくす
お金の管理が
できない



施設入所や
福祉サービスの
契約が難しい



■成年後見人は以下のことをお手伝いします

●財産の管理

本人の資産や収支状況を把握し、本人のために必要かつ相当な支出を計画的に行い、資産を安全に管理します。



●生活・医療・介護・福祉に関わる契約

本人がその人らしい生活を送るため、介護サービスの利用や施設への入所契約等を代理で行います。



制度のご相談は 区成年後見センターへ

☎(5273)4522・FAX(5273)3082

場 高田馬場1-17-20(区社会福祉協議会内)

※司法書士(月曜日)・弁護士(水曜日)・社会福祉士(金曜日)の専門相談(午後1時～2時・午後2時30分～3時30分)も実施しています(予約制)。

■区社会福祉協議会が法人として成年後見人等になる 法人後見事業を行っています

詳しくは、区成年後見センターホームページ(右二次元コード)。<https://www.shinjuku-shakyo.jp/business/corpguardianship/>でご案内しています。



法人後見事業

■成年後見制度の利用に必要な費用を助成しています

制度の利用開始に必要な家庭裁判所への申し立て費用と、利用開始後の成年後見人等への報酬を助成しています。詳しくは、新宿区ホームページ(右二次元コード)でご案内しています。



申立費用助成



報酬助成

問 地域福祉課福祉計画係 ☎(5273)3517

◆市民後見人養成基礎講習に参加しませんか

区社会福祉協議会の監督のもと、地域の身近な立場で成年後見活動を行う市民後見人として活動しませんか。受講を希望する方は右記説明会への参加が必要です。説明会后、本講習受講のための書類選考があります。詳しくは、新宿区ホームページ(右二次元コード)でご案内しています。

日 10月23日(金)・30日(金)・11月6日(金)・11日(水)・18日(水)・25日(水)午後1時から4時間程度、全6回

場 区社会福祉協議会(高田馬場1-17-20)

対 区内在住・在勤・在学または区内で高齢者・障害者に関わる社会貢献活動の実績があるおおむね65歳以下で、月～金曜日の昼間に市民後見人等として活動できる方

内 成年後見制度の仕組み・知識・理念、被後見人とのコミュニケーション、支援のための法律ほか(講習修了後、登録選考試験あり)

●受講説明会

左記基礎講習の受講申請書類を配布します。

日 9月3日(木)午後2時～3時

場 区社会福祉協議会

申 8月31日(月)までに電話かはがき(必着)・ファックス(10面記入例のほかお持ちの方はファックス番号を記入)または直接、問合せ先へ。定員45名。応募者多数の場合は抽選し、結果は落選者にのみ9月1日(火)までにお知らせします。新宿区ホームページ(右上二次元コード)からも申し込みます。



同基礎講習

問 地域福祉課福祉計画係 ☎(160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎2階) ☎(5273)3517・FAX(3209)9948

◆任意後見講座・任意後見事業説明会に参加しませんか

任意後見制度は、判断能力が十分でなくなった場合に備えて、将来の任意後見人としてあらかじめ選んだ方とお願いする内容を決め、公正証書で契約するものです。

①任意後見講座

日 9月25日(金)午後1時30分～2時50分

対 区内在住の方と親族、区内在勤・在学の方、45名

内 任意後見制度の仕組み、利用までの流れ

②任意後見事業説明会

日 9月25日(金)午後3時～4時

対 区内在住の方と親族、45名

内 区社会福祉協議会の任意後見事業の内容・利用方法・料金ほか



共通事項

場 区社会福祉協議会(高田馬場1-17-20)

申 9月15日(火)までに電話かファックス・電子メール(10面記入例のほか希望する回(①②の別)、区内在住・在勤・在学・区内在住の方の親族の別、ファックスで申し込みの場合はファックス番号を記入)または直接、問合せ先へ。応募者多数の場合は抽選し、結果は落選者にのみ9月18日(金)までにお知らせします。専用申し込みフォーム(右二次元コード)。<https://forms.gle/qNPRbpR4VWYRLEgq6>からも申し込みます。



問 区成年後見センター(高田馬場1-17-20、区社会福祉協議会内) ☎(5273)4522・FAX(5273)3082・✉skc@shinjuku-shakyo.jp